

令和3年10月

会員の皆様へ

(公社) 神奈川県産業資源循環協会

会長 藤枝慎治

排出事業者向け管理票制度等啓発用文書について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、協会では、管理票制度についてさらなるご理解をいただくための文書を作成し、機関誌（さーきゅれーしょん19号）に掲載いたしました。

さらに、協会としては、管理票制度の適切な運用を進めていくうえでは、「本来の産業廃棄物の処理責任者」であります「排出事業者」のご理解・ご協力も不可欠であることを痛感しており、会員の皆様が、排出事業者に「産業廃棄物の処理責任及び管理票制度等」を簡潔に説明するための啓発用文書を、神奈川県のご協力をいただき作成いたしました。

是非、今後の業務にご活用いただければ幸いに存じます。

問い合わせ先

事務局 伊勢、松野

TEL 045 (681) 2989

FAX 045 (641) 8114

# 排出事業者の皆様へ

(公社)神奈川県産業資源循環協会

産業廃棄物の適正処理・循環利用促進に向けて、基本的事項を整理しました。  
排出事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## ○産業廃棄物の「排出事業者責任」とは

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該産業廃棄物の再生利用等を行う事によりその減量に努めなければならないという「排出事業者責任」を定めています。

## ○委託処理とは

排出事業者は、委託基準を遵守して、他人にその処理を委託することが法律上認められていますが、他人に処理を委託する場合においても、排出事業者には処理責任があることに変わりはなく、排出事業者責任が受託した処理業者に移転したり、排出事業者責任が消滅するという趣旨ではありません。

## ○管理票（マニフェスト）制度について

排出事業者が、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の引き渡しと同時に受託者に対し、必要事項を記載した管理票を交付しなければなりません。

排出事業者は、一定期間内に、委託した産業廃棄物の収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者から、処理終了に係る管理票の写しの送付を受けていなければならない。

さらに、管理票交付者たる排出事業者は、運搬又は処分が終了した旨の管理票の写しについて、当該送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

また、管理票の交付・保管等については、詳細が法令で規定されており、違反した場合には罰則もあります。

※管理票（紙マニフェスト）を購入して使用する場合には、販売先が管理されていて、鮮明に記載でき、記載事項の退色、汚損、破損が起きにくく、5年間の保存に適したものが望めます。

なお、この文章は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき作成しております。また、作成に当たっては、神奈川県により監修して頂きました。

(参考) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び「平成 29 年 3 月 環境省産業廃棄物課長通知等」)

## 1 排出事業者責任の重要性

廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めています。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではありません。

## 2 委託基準 (概要)

排出事業者は、その産業廃棄物の運搬及び処分を他人に委託する場合には、その運搬については、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等に、その処分については、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければなりません。また、委託する場合には、委託基準に従わなければなりません。

排出事業者は、産業廃棄物処理業者の事業範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類、処分方法等) 内で委託処理する必要があります。また、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、法令等で定める事項についての条項が含まれ、かつ、法令等で定める書面が添付されている必要があります。

## 3 管理票の運用における排出事業者の主な役割

※ (公社) 全国産業資源循環連合会発行の紙マニフェスト (直行用) を使用し、収集運搬業者及び中間処理業者に委託した場合 (この他、建設用マニフェストや電子マニフェスト等があります。)

### (1) 管理票 (以下この項では「紙マニフェスト」という) の交付

排出事業者は、紙マニフェスト (1 次マニフェスト) (7 枚複写 A・B1・B2・C1・C2・D・E 票) に交付年月日、事業者名、処理を委託する廃棄物の種類、数量、荷姿、運搬受託者名、処分受託者名などの必要事項を記入し、交付します。

### (2) 返送された紙マニフェストの確認および保存

#### ア 排出事業者による確認

排出事業者は、A 票と収集運搬業者、処分業者から戻ってきた B2・D・E 票を照合し、適正であることを確認しなければなりません。

なお、紙マニフェストの交付日から 90 日以内 (特別管理産業廃棄物の場合は 60 日以内) に B2 票又は D 票が返送されない場合や、交付日から 180 日以内に E 票が返送されない場合は、速やかに処理状況を確認したうえで、生活環境保全のために必要な措置を講ずるとともに、事案発生から 30 日以内に都道府県知事等に報告することとされています。

#### イ 紙マニフェストの保存

排出事業者の保存期間は、紙マニフェストの交付日または送付を受けた日から 5 年間です。

## 4 管理票の運用における排出事業者に係る主な罰則等

### ○ 1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金 (廃棄物処理法第 27 条の 2 関係)

管理票 (マニフェスト) を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した排出事業者、管理票又はその写しを保存しなかった管理票交付者等

## 5 管理票 (マニフェスト) 交付者の報告書について

管理票交付者は事業場ごとに、毎年 6 月 30 日までに前年度の管理票交付等の状況に関し報告書を作成し都道府県知事等に提出しなければなりません。(廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項)